

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月31日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

(1) プール給水管漏水修繕

2 履行（納品）場所

横浜市保土ヶ谷区川島町1208番地
西谷中学校

3 契約日

令和6年5月14日

4 履行日又は履行期間

令和6年5月14日

5 契約金額

304,700円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

プールを使用できず、迅速に修繕を行わないと教育活動に支障が出るため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿掲載業者であり、迅速な対応ができることから選定した。

9 所管課

西谷中学校